

サービス種別/サービス量	単位	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)
短期入所療養介護	日/月	6,976	7,257	7,620
介護予防短期入所療養介護	日/月	65	65	65
特定施設入居者生活介護	人/月	5,496	5,676	5,840
介護予防特定施設入居者生活介護	人/月	1,020	1,054	1,083
福祉用具貸与	人/月	47,142	48,735	50,632
介護予防福祉用具貸与	人/月	15,221	15,584	15,950
特定福祉用具購入費の支給	人/年	8,520	8,808	9,120
特定介護予防福祉用具購入費の支給	人/年	3,852	3,948	4,044
住宅改修費の支給	人/年	6,132	6,312	6,516
介護予防住宅改修費の支給	人/年	5,208	5,328	5,448
居宅介護支援	人/月	66,629	68,534	70,792
介護予防支援	人/月	18,566	19,009	19,455

施設サービス

サービス種別/サービス量	単位	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)
介護老人福祉施設 (地域密着型介護老人福祉施設含む)	人/月	13,248	13,838	14,200
介護老人保健施設	人/月	7,696	8,050	8,050
介護医療院	人/月	0	57	57
介護療養型医療施設	人/月	458	279	279

地域密着型サービス

地域密着型サービスは、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で生活を継続できるようにするため、身近なところで提供するサービスです。このサービスについては、居宅サービスと同じく、要介護1から要介護5と認定された人が受ける地域密着型サービスと、要支援1、要支援2と認定された人が受ける地域密着型介護予防サービスがあります。

地域密着型サービス（介護予防含む）の目標量については、日常生活圏域ごとに定めることになっていますが、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設（小規模特別養護老人ホーム）については、サービス目標量が少ないことから、市域全体を5ブロックに分けて設定しています。

サービス種別/サービス量	単位	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人/月	435	454	473
夜間対応型訪問介護	人/月	143	150	157
地域密着型通所介護	回/週	23,911	24,565	25,333
認知症対応型通所介護	回/週	2,722	2,812	2,919
介護予防認知症対応型通所介護	回/週	13	13	13
小規模多機能型居宅介護	人/月	881	953	1,024
介護予防小規模多機能型居宅介護	人/月	111	120	129
認知症対応型共同生活介護	人/月	3,966	4,200	4,436
介護予防認知症対応型共同生活介護	人/月	10	11	11
地域密着型特定施設入居者生活介護	人/月	150	150	179
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人/月	318	396	483
看護小規模多機能型居宅介護 (複合型サービス)	人/月	227	247	267

図表 - 2 - 1 地域密着型サービスの整備エリアごとのサービス量

	定期巡回・随時対応型訪問介護看護			夜間対応型訪問介護			地域密着型通所介護		
	(単位：人/月)			(単位：人/月)			(単位：回/週)		
	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
北区	13	14	14	4	4	5	728	748	771
都島区	14	15	16	5	5	5	787	808	834
福島区	8	9	9	3	3	3	458	470	485
此花区	10	11	11	3	4	4	568	583	601
中央区	9	9	9	3	3	3	473	487	502
西区	8	8	8	3	3	3	424	435	449
港区	14	14	15	4	5	5	750	771	795
大正区	12	13	13	4	4	5	682	701	723
天王寺区	9	9	10	3	3	3	487	500	516
浪速区	9	9	9	3	3	3	478	492	507
西淀川区	14	14	15	5	5	5	762	783	807
淀川区	23	24	25	7	8	8	1,263	1,298	1,338
東淀川区	27	29	30	9	9	10	1,504	1,545	1,593
東成区	13	14	15	4	5	5	732	752	776
生野区	28	29	31	9	10	10	1,543	1,585	1,635
旭区	18	19	20	6	6	6	985	1,012	1,044
城東区	25	26	27	8	9	9	1,357	1,395	1,438
鶴見区	15	16	16	5	5	5	823	845	872
阿倍野区	18	19	20	6	6	6	986	1,013	1,044
住之江区	22	22	23	7	7	8	1,180	1,212	1,250
住吉区	29	30	32	10	10	11	1,604	1,648	1,699
東住吉区	27	28	29	9	9	10	1,487	1,527	1,575
平野区	36	38	39	12	12	13	1,981	2,035	2,099
西成区	34	35	37	11	12	12	1,869	1,920	1,980
合計	435	454	473	143	150	157	23,911	24,565	25,333

- 第9章 施設等の整備目標数・サービス目標量及び自立支援・重度化防止等に係る取組みと目標

	認知症対応型通所介護（単位：回/週）								
				認知症対応型通所介護			介護予防認知症対応型通所介護		
	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
北区	83	86	89	83	86	89	0	0	0
都島区	91	93	97	90	92	96	1	1	1
福島区	52	54	56	52	54	56	0	0	0
此花区	65	67	69	65	67	69	0	0	0
中央区	54	56	58	54	56	58	0	0	0
西区	48	50	52	48	50	52	0	0	0
港区	85	88	92	85	88	92	0	0	0
大正区	78	80	83	78	80	83	0	0	0
天王寺区	55	57	60	55	57	60	0	0	0
浪速区	54	56	58	54	56	58	0	0	0
西淀川区	87	89	93	87	89	93	0	0	0
淀川区	145	149	155	144	148	154	1	1	1
東淀川区	172	178	185	171	177	184	1	1	1
東成区	83	86	89	83	86	89	0	0	0
生野区	177	182	189	176	181	188	1	1	1
旭区	113	117	121	112	116	120	1	1	1
城東区	156	161	167	155	160	166	1	1	1
鶴見区	95	98	101	94	97	100	1	1	1
阿倍野区	113	117	121	112	116	120	1	1	1
住之江区	135	140	145	134	139	144	1	1	1
住吉区	184	190	197	183	189	196	1	1	1
東住吉区	170	176	183	169	175	182	1	1	1
平野区	226	234	243	225	233	242	1	1	1
西成区	214	221	229	213	220	228	1	1	1
合計	2,735	2,825	2,932	2,722	2,812	2,919	13	13	13

	小規模多機能型居宅介護（単位：人／月）									認知症対応型共同生活介護（単位：人／月）								
				小規模多機能型居宅介護			介護予防小規模多機能型居宅介護						認知症対応型共同生活介護			介護予防認知症対応型共同生活介護		
	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
北区	24	29	35	21	26	31	3	3	4	71	100	128	71	100	128	0	0	0
都島区	31	36	39	28	32	35	3	4	4	168	168	170	167	167	169	1	1	1
福島区	12	17	20	11	15	18	1	2	2	64	75	86	64	75	86	0	0	0
此花区	44	44	44	39	39	39	5	5	5	87	98	109	87	98	109	0	0	0
中央区	22	24	25	20	21	22	2	3	3	79	87	95	79	87	95	0	0	0
西区	7	13	20	6	12	18	1	1	2	56	70	86	56	70	86	0	0	0
港区	32	34	36	28	30	32	4	4	4	96	113	130	96	113	130	0	0	0
大正区	46	46	46	41	41	41	5	5	5	103	113	123	103	113	123	0	0	0
天王寺区	22	24	25	20	21	22	2	3	3	71	80	89	71	80	89	0	0	0
浪速区	21	21	21	19	19	19	2	2	2	87	87	87	87	87	87	0	0	0
西淀川区	35	37	39	31	33	35	4	4	4	143	149	154	143	149	154	0	0	0
淀川区	41	51	61	36	45	54	5	6	7	238	248	258	237	247	257	1	1	1
東淀川区	79	79	79	70	70	70	9	9	9	271	273	274	270	272	273	1	1	1
東成区	26	29	33	23	26	29	3	3	4	135	136	137	135	136	137	0	0	0
生野区	96	96	95	85	85	84	11	11	11	327	327	327	326	326	326	1	1	1
旭区	37	40	43	33	36	38	4	4	5	111	133	155	111	133	155	0	0	0
城東区	44	54	64	39	48	57	5	6	7	192	221	251	191	220	250	1	1	1
鶴見区	42	42	43	37	37	38	5	5	5	109	128	146	109	128	146	0	0	0
阿倍野区	32	37	43	28	33	38	4	4	5	168	173	179	167	172	178	1	1	1
住之江区	39	46	54	35	41	48	4	5	6	151	179	207	151	178	206	0	1	1
住吉区	72	72	72	64	64	64	8	8	8	267	271	274	266	270	273	1	1	1
東住吉区	62	63	64	55	56	57	7	7	7	297	297	297	296	296	296	1	1	1
平野区	70	78	86	62	69	76	8	9	10	392	392	392	391	391	391	1	1	1
西成区	56	61	66	50	54	59	6	7	7	293	293	293	292	292	292	1	1	1
合計	992	1,073	1,153	881	953	1,024	111	120	129	3,976	4,211	4,447	3,966	4,200	4,436	10	11	11

- 第9章 施設等の整備目標数・サービス目標量及び自立支援・重度化防止等に係る取組みと目標

	地域密着型特定施設入居者 生活介護 (単位：人/月)			地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護 (単位：人/月)		
	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
北区 都島区 淀川区 東淀川区 旭区	29	29	29	66	78	78
福島区 此花区 西区 港区 大正区 西淀川区	29	29	29	25	29	87
中央区 天王寺区 浪速区 東成区 生野区 城東区 鶴見区	24	24	53	71	84	113
住之江区 住吉区 西成区	21	21	21	49	58	58
阿倍野区 東住吉区 平野区	47	47	47	107	147	147
合計	150	150	179	318	396	483

	看護小規模多機能型居宅介護 (複合型サービス) (単位:人/月)		
	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
北区	7	8	8
都島区	7	8	9
福島区	4	5	5
此花区	5	6	6
中央区	5	5	5
西区	4	4	5
港区	7	8	8
大正区	7	7	8
天王寺区	5	5	6
浪速区	5	5	5
西淀川区	7	8	9
淀川区	12	13	14
東淀川区	14	16	17
東成区	7	8	8
生野区	15	16	17
旭区	9	10	11
城東区	13	14	15
鶴見区	8	8	9
阿倍野区	9	10	11
住之江区	11	12	13
住吉区	15	17	18
東住吉区	14	15	17
平野区	19	20	22
西成区	18	19	21
合計	227	247	267

介護予防・日常生活支援総合事業

○介護予防・生活支援サービス事業

大阪市では、介護予防サービスのうち、訪問介護と通所介護は、平成 29（2017）年 4 月から「介護予防・日常生活支援総合事業」（以下「総合事業」という。）のサービスとしてそれぞれ 3 種類ずつの訪問型サービス、通所型サービスとして実施しています。

平成 30（2018）年度以降の総合事業のサービス利用者数については、前年度の実績見込みに要支援認定者数の伸び率を乗じて算出しています。

（延べ人数 / 年）

		平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)
訪問型サービス	介護予防型訪問サービス	261,576	248,412	236,772
	生活援助型訪問サービス	55,164	75,900	95,160
	サポート型訪問サービス	38	38	38
通所型サービス	介護予防型通所サービス	182,376	187,732	191,124
	短時間型通所サービス	2,400	2,460	2,520
	選択型通所サービス	576	588	600

○一般介護予防事業

- ・介護予防に資する住民主体の体操・運動等の通いの場の創出

大阪市では「いきいき百歳体操」等の介護予防に効果のある住民主体の体操・運動等の通いの場を、高齢者が徒歩で参加できる身近な場所で開催できるよう、必要な物品等貸し出しやリハビリテーション専門職等を派遣し支援しています。

平成 29（2017）年度から平成 33（2021）年度までの 5 年間で国の地域支援事業実施要綱に規定された「高齢者人口 1 万人につき概ね 10 か所程度」を達成できるように努めてまいります。

	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)
通いの場の数（年間）	544 か所	614 か所	684 か所

- ・介護予防ポイント事業

高齢者が社会参加や地域貢献活動を通じて自身の介護予防を図ることを積極的に支援するため、平成 27（2015）年 10 月から本事業を開始しており、活動者は年々増加しています。

平成 30（2018）年度以降の活動者数は、これまでの実績等を踏まえ、さらに今後取り組む予定の活動施設や活動内容の充実による活動者数の増加を反映し推計しました。

	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)
活動者数（年間）	1,710 人	2,487 人	3,400 人

2 自立支援・重度化防止等に係る取組みと目標

高齢化が進展する中で、地域包括ケアシステムを推進するとともに、制度の持続可能性を維持するためには、保険者機能を強化し、高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた取組みを推進することが重要であるとの観点から、平成 29（2017）年の法改正では、市町村の介護保険事業計画に、「被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護保険給付等に要する費用の適正化に関し、市町村が取り組むべき施策に関する事項」と「その目標に関する事項」を記載するとともに、その取組みの達成状況については、毎年度、調査・分析して、自己評価を行い、公表するよう努めることが定められました。

また、保険者の様々な取組みの達成状況を評価できるよう、客観的な指標を設定した上で、市町村等に対する財政的インセンティブを付与する仕組みを制度化していくことも定められました。大阪市におきましては、取組みとその目標につきまして、次のとおり設定しています。

（1）高齢者の自立支援、介護予防・重度化防止等に資する取組みの推進

取組内容	第7期の目標
<在宅医療・介護連携の推進>	
各区の『在宅医療・介護連携推進会議』において、区役所が主体となって医療・介護関係者と協議し、課題整理・対応策の検討を行います。	区役所が主体的に会議を開催し、対応策について具体化する。
各区の「在宅医療・介護連携相談支援室」において、医療と介護関係者からの相談を受け、医療と介護の橋渡し役を担っていく。また、地域包括支援センターでの「地域ケア会議」等区内の会議に参画し、情報共有を行います。	相談支援室が地域の医療介護に関する会議に参加する。
各区の「在宅医療・介護連携相談支援室」において、医療と介護関係者間で速やかな情報共有が行われるよう情報共有ツール等について検討します。	医療と介護の関係者が使用する情報共有するためのツール等の検討を行う。
各区の「在宅医療・介護連携相談支援室」において、地域の実情に応じて、在宅医療・介護関係者の負担軽減などの取組みを進めます。	切れ目のない在宅医療・介護サービス提供体制のあり方を検討する。
多職種連携でのグループワークや医療側への介護の研修と介護側への医療の研修等により、在宅医療・介護連携の推進という同じ目的を共有するなど、多職種連携を図ります。	医療・介護関係者の「多職種研修会」等を実施する。
区の広報紙や回覧、老人会などの地域での集まり等を活用し、地域住民の理解の促進に努める。	地域住民に対して在宅医療や介護に関する理解促進のための普及啓発を実施する。

取組内容	第7期の目標
< 地域包括支援センターの運営の充実 >	
(地域包括支援センターの資質の向上)	
<p>地域包括支援センター運営協議会において地域包括支援センターの事業の評価を行い、その結果に基づいた支援・指導を地域包括支援センターに対して行うことを通じて、地域包括支援センターの資質の向上を図ります。</p>	<p>事業実施基準()に基づく評価結果 目標値等: 全ての地域包括支援センターが全ての基準を満たす。 総合相談の実施状況や地域ケア会議の開催状況など、地域包括支援センターの事業の基本的な事項に関する評価基準</p>
(自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントの推進)	
<p>地域で活動する介護支援専門員が自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントを推進できるよう支援することが重要であることから、自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントを支援するための地域ケア会議の推進に取り組みます。</p>	<p>自立支援型地域ケア会議()の推進 目標値等: 各地域包括支援センターにおいて月1回以上実施 介護支援専門員による要支援者に係るケアプラン作成に関し、地域包括支援センターの専門職のほか多職種の連携による自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントを支援するための地域ケア会議</p>
< 認知症の方への支援 >	
(認知症サポーターの養成の推進)	
<p>社会全体で認知症の人を支える基盤として、地域で認知症の人やその家族を手助けする認知症サポーターの養成を推進します。</p>	<p>認知症サポーターの養成 目標値等: H32 年度末までに 24 万人を養成</p>
(認知症サポーターの活動の促進)	
<p>認知症サポーターが地域の中で活躍する機会の充実を図ることにより、認知症高齢者等の生活支援、社会参加支援、見守り体制の充実につながるよう取り組みます。</p>	<p>認知症サポーターが活動する場の創出、支援と活動のニーズのマッチングなどの実施により、認知症サポーターの活動の促進に取り組む。</p>
(認知症初期集中支援推進事業の推進)	
<p>早期に認知症の鑑別診断が行われ、速やかに適切な医療・介護等が受けられる初期の対応体制を構築し、認知症の人とその家族などの支援を包括的・集中的に行い、認知症の人の自立生活をサポートするため、認知症初期集中支援チームの活動を推進します。</p>	<p>支援対象者の把握・支援件数 目標値等: 24 区で 2,400 件 / 年</p>

取組内容	第7期の目標
<介護予防の充実>	
<p>「いきいき百歳体操」等の介護予防に効果のある住民主体の体操・運動等の通いの場を、高齢者が徒歩で参加できる身近な場所で開催できるよう、「いきいき百歳体操」で使用するおもりやDVDなどの物品の貸し出し等を実施するとともに、リハビリテーション専門職の派遣による活動の場の立ち上げや継続のための支援を実施します。</p>	<p>平成 33(2021)年度末までに高齢者人口1万人につき概ね 10 か所程度の開催をめざし、毎年度、新規立ち上げ目標数を設定し、段階的に目標を達成する。</p> <p>H28 年度末(実績) 404 か所 H29 年度末(見込) 474 か所 H33 年度末(目標) 約 700 か所</p>
<p>社会参加や地域貢献活動を通じた介護予防活動を推進するため、介護予防ポイント事業に参加する高齢者の一層の増加をめざした取組みを推進します。</p>	<p>介護予防ポイント事業 活動登録者数 H32 年度末(目標)8,102 名 活動者数 H32 年度末(目標)3,400 名</p>
<生活支援体制の基盤整備の推進>	
<p>生活支援コーディネーターが地域ごとのニーズや資源状況、課題などを把握し、その結果を協議体において報告し、情報共有・意見交換を行うとともに、生活支援コーディネーター同士の連携強化を図るための会議等を開催するなど、地域に不足する資源の開発に向けて取り組みます。</p>	<p>地域資源の開発に向けて、生活支援コーディネーターによる地域の状況の把握や協議体における情報共有・意見交換の実施、生活支援コーディネーター同士の連携強化を図るための会議等を開催</p>
<p>生活支援コーディネーターが把握した既存の地域資源では対応が困難なニーズがあった場合には、協議体を通じて、不足する地域資源の開発を行います。</p>	<p>生活支援コーディネーターや協議体の活動を通じた地域資源の開発</p>
<介護支援専門員の質の向上>	
<p>居宅介護支援事業所の介護支援専門員が作成するケアプランが、利用者の自立を促すとともにニーズにそっているかを点検指導し、ケアプラン作成における問題点や課題を抽出、検証のうえ、結果を介護支援専門員へ周知することで、すべての居宅介護支援事業所に対して意識改善を図り、介護支援専門員の資質向上をめざします。</p>	<p>ケアマネスキルアップ事業 参加事業所数 H30 年度 221 か所 H31 年度 227 か所 H32 年度 234 か所</p>

(2) 介護給付等に要する費用の適正化の推進

取組内容	第7期の目標
<p>国民健康保険団体連合会のデータから、近年増加が顕著なサービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホーム等の入居者に対してケアプランを作成する割合の高い事業所などへ直接訪問し、ケアプランが「利用者の自由な選択を阻害していないか」、「真に必要なサービスが適切に位置づけられているか」をケアマネジャー（介護支援専門員）の同席のもと確認検証し、「気づき」を促すとともに「自立支援に資するケアマネジメント」の実践に向けた取組みを支援します。</p>	<p>ケアプランチェック（居宅サービス計画） 訪問事業所数 H30年度 166 か所 H31年度 171 か所 H32年度 176 か所</p>
<p>国民健康保険団体連合会に業務を委託し、同連合会から保険者に対して提供される介護給付情報と医療給付情報の突合結果をもとに、給付状況等を確認したうえで、疑義がある内容について、各事業者へ照会を行い、重複請求等請求の誤りが判明した場合は、返還を求めます。</p>	<p>介護給付と医療給付との支払実績突合点検(医療情報との突合) H30 6,607 件 H31 6,805 件 H32 7,009 件</p>
<p>高齢者向け賃貸住宅に介護サービスの必要な人を住まわせ、過剰または不適切な介護サービスを行うケースに対応するために、一つの住所において多くの利用者に介護保険のサービスを提供している訪問介護事業者や居宅介護支援事業者の状況を国民健康保険団体連合会のデータ等を活用して把握し、重点的な指導を行います。</p>	<p>一つの住所で10人以上の利用者に介護保険サービスを提供している訪問介護又は居宅介護支援事業者への実地指導数 H30年度 52 か所 H31年度 54 か所 H32年度 55 か所</p>
<p>公平・公正な要介護(要支援)認定を行うためには、適正な認定調査や審査判定を行う必要があることから、認定調査員等に対する研修を行うとともに、必要に応じ保健師の同行や手話通訳者等を派遣することにより的確な審査判定資料を作成し、全国一律の基準により審査・判定を行います。</p>	<p>認定調査員への研修等を行うことで、よりの確な審査判定資料の作成に努めるとともに、審査会運営のあり方等に課題がないか検討・検証するなど、要介護認定の平準化に向けた取組みの強化を行います。</p>

(3) その他

取組内容	第7期の目標
<p>介護サービス事業所に対する実地指導の一部委託化を推進し、実地指導の実施率の向上を図ると共に、市職員が虐待や不正請求等の重要案件に一層、重点的に取り組めるようにしていきます。</p>	<p>実地指導実施率 H30～32 各年度 16%以上</p>
<p>養介護施設従事者等に対しては、集団指導や実地指導、監査などの機会を通して、虐待防止や従事者の通報義務・職員のストレス対策について啓発を図るとともに、集団指導時に併せて、人権擁護に関する研修会を実施するなど高齢者虐待防止に関する研修等の取組みを進めます。</p> <p>また、高齢者の尊厳を傷つけるだけでなく、身体的機能の低下を引き起こすもとなりうる施設等における身体拘束についても、高齢者虐待として、引き続き養介護施設従事者の資質の向上や意識改革等による防止に向けた取組みを進めます。</p>	<p>虐待防止等に関する研修参加事業所数 H30年度 6,005 か所 H31年度 6,185 か所 H32年度 6,370 か所</p>
<p>大阪市社会福祉研修・情報センターにおける研修の実施など、介護サービス事業等の従事者の資質向上に取り組めます。</p> <p>また、福祉教材を活用した福祉教育の推進など、福祉に関する理解促進やイメージアップを図ります。</p>	<p>左記の具体的な取組みについて、第7期についても、引き続き取り組む。</p>
<p>介護職員の安定的な確保を図るとともに、事業主による介護職員の資質向上や雇用管理の改善の取組みがより一層促進されるよう、国の処遇改善加算は段階的に拡充されており、大阪市としても、集団指導等において介護職員処遇改善加算の取得勧奨を行うなど取得促進に引き続き取り組めます。</p>	<p>処遇改善加算の取得率 H30年度 85.4% H31年度 85.8% H32年度 86.2%</p>

介護保険給付に係る費用の見込み等

第 10 章 介護保険給付に係る費用の見込み等

第 7 期介護保険事業計画では、「団塊の世代」がすべて 75 歳以上となる平成 37 (2025) 年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・介護予防・住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の深化・推進を図るための取組みを推進していきます。

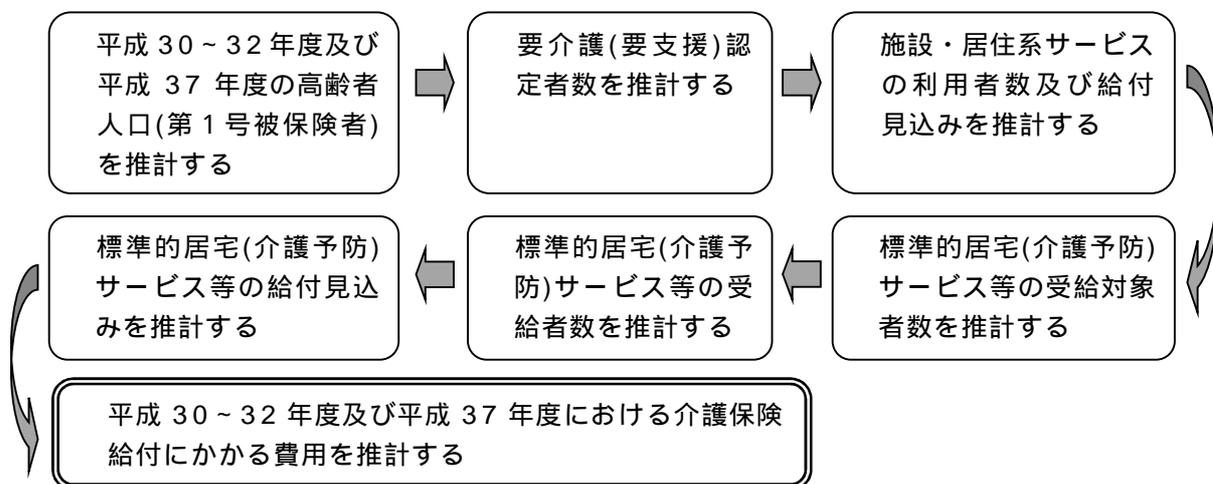
介護保険給付に係る費用の見込みについては、介護保険制度の改正や、地域医療構想における病床の機能分化などの影響を踏まえ、平成 30 (2018) 年度から平成 32 (2020) 年度及び平成 37 (2025) 年度の 65 歳以上の高齢者人口 (第 1 号被保険者数)、要介護 (要支援) 認定者数を推計したうえで、平成 30 (2018) 年度から平成 32 (2020) 年度における施設サービスなどの利用者数の目標値を設定し、これらの推計値 (目標値) と過去の介護保険給付実績等をもとに、平成 30 (2018) 年度から平成 32 (2020) 年度の各居宅サービス等の給付見込みを各年度ごとに推計して算出しました。

平成 37 (2025) 年度については、第 7 期介護保険事業計画期間の見込みと同様に、利用者数と過去の介護保険給付実績をもとに推計しました。

なお、平成 30 (2018) 年度からの保険料額は、計画で見込んだ介護保険給付及び地域支援事業に係る費用をもとに算定しました。

1 介護保険給付に係る費用算定の流れ

国から示されている介護サービス見込み量算出の流れに沿って、次のとおり費用算定を行いました。



2 高齢者人口（第1号被保険者数）の推計

大阪市の第7期介護保険事業計画の策定においては、厚生労働省が第7期将来推計用に平成27（2015）年国勢調査のデータを出発点として作成した「推計人口」の人口伸び率を参考とし、平成30（2018）年度から平成32（2020）年及び平成37（2025）年の人口推計を行いました。

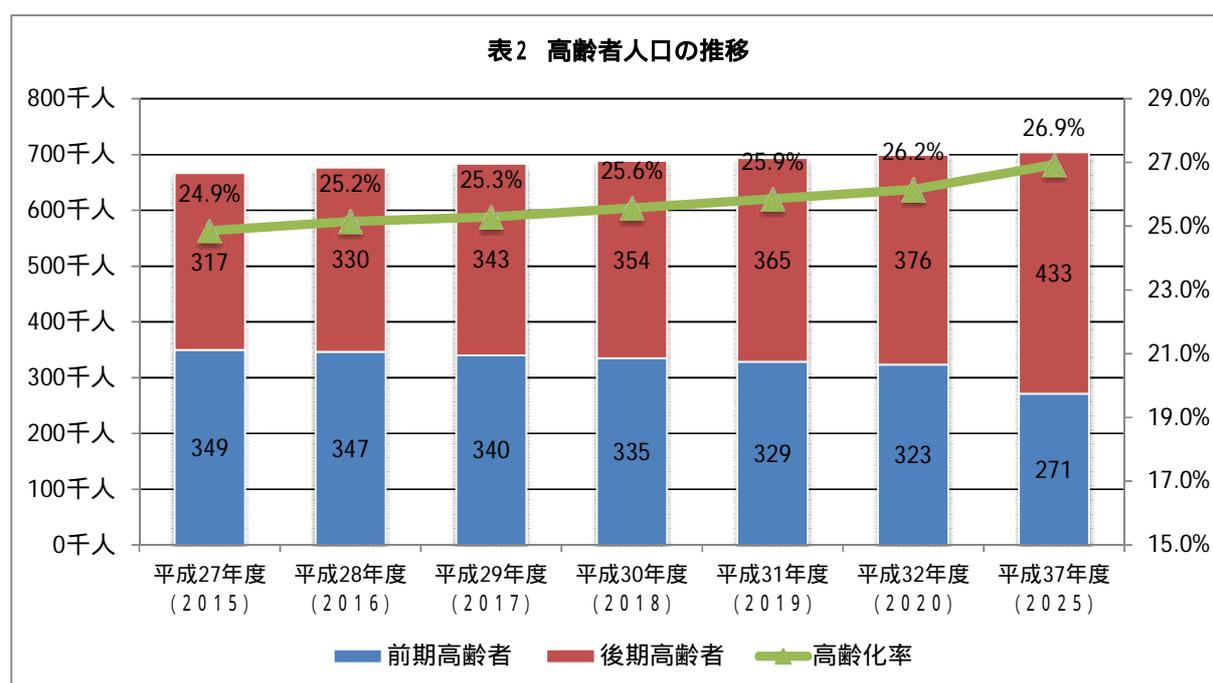
その結果、大阪市における高齢者人口（第1号被保険者数）は、平成32（2020）年度には、前期高齢者（65歳以上75歳未満の高齢者）が32万3,000人、後期高齢者（75歳以上の高齢者）が37万6,000人、合計では69万9,000人と推計し、高齢化率は、平成32（2020）年度には、26.2%、平成37（2025）年度には、26.9%となります。

	第6期計画期間			第7期計画期間			平成37年度 (2025)
	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)	
高齢化率	24.9%	25.2%	25.3%	25.6%	25.9%	26.2%	26.9%
高齢者人口(千人) (第1号被保険者数)	666	677	683	689	694	699	704
前期高齢者	349	347	340	335	329	323	271
全体に占める割合	52.5%	51.2%	49.8%	48.6%	47.4%	46.2%	38.6%
後期高齢者	317	330	343	354	365	376	433
全体に占める割合	47.5%	48.8%	50.2%	51.4%	52.6%	53.8%	61.4%

(参考)

40～64歳人口(千人)	889	893	896	901	905	909	939
--------------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

高齢化率：第1号被保険者数 / 推計人口（大阪市福祉局の推計による）
平成27・28年度は9月末の第1号被保険者数実績。平成29年度は見込数値



3 要介護（要支援）認定者数の推計

大阪市の認定率は、介護保険制度の開始以来伸び続けており、高齢化の進展に伴い、今後も、ひとり暮らしの高齢者人口の伸び等が見込まれることから、引き続き要介護（要支援）認定者数及び認定率の上昇が想定されます。

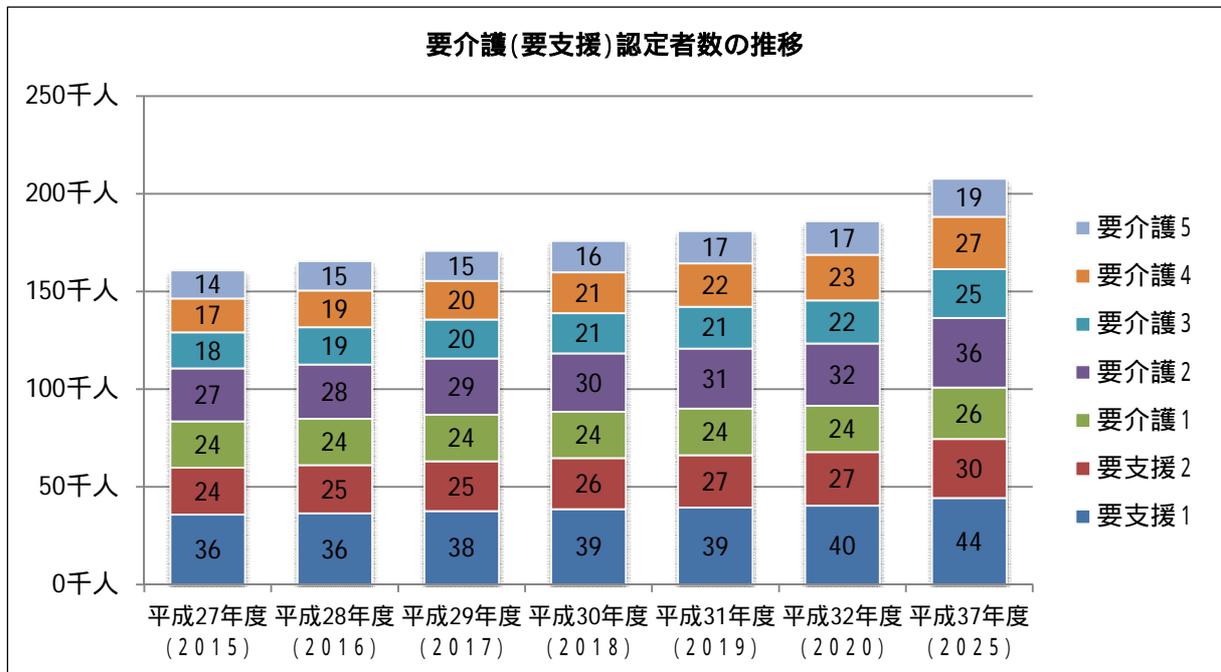
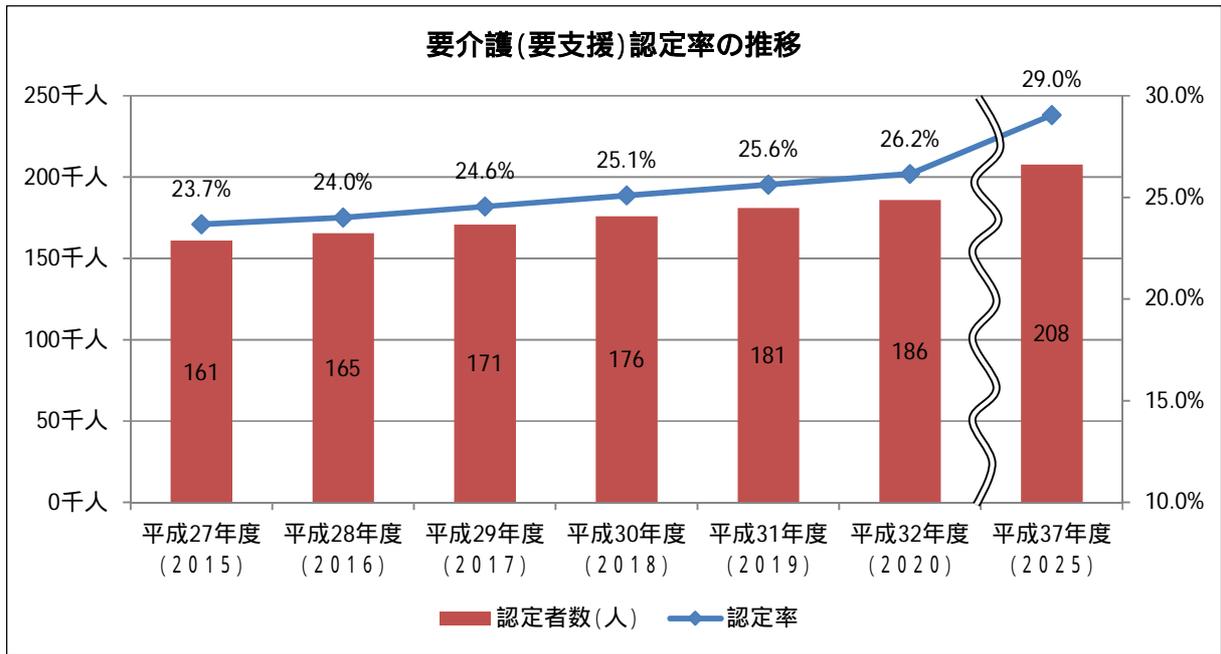
第 7 期計画における要介護（要支援）認定者数を適切に反映させるため、直近 2 年間に於ける認定者数の伸び率をもとに、平成 32（2020）年度までの認定者数の推計を行い、平成 33（2021）年度からは、認定率の高い後期高齢者の増加による認定者数の増加のみを考慮し推計しました。

その結果、平成 32（2020）年度は、認定者数は 185,956 人、うち第 1 号被保険者の認定率は 26.2%となります。また、平成 37（2025）年度の認定者数は 207,655 人、うち第 1 号被保険者の認定率は 29.0%となります。

（単位：人）

	第 6 期計画期間			第 7 期計画期間			平成 37 年度 (2025)
	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)	
認定者数(人)	160,774	165,468	170,715	175,791	180,875	185,956	207,655
要支援 1	35,871	36,414	37,647	38,546	39,459	40,382	44,372
要支援 2	23,952	24,660	25,478	26,110	26,743	27,375	30,092
要介護 1	23,665	23,814	23,766	23,838	23,858	23,823	26,361
要介護 2	27,078	27,683	28,807	29,778	30,758	31,747	35,562
要介護 3	18,450	19,111	19,903	20,650	21,398	22,143	24,988
要介護 4	17,380	18,826	19,772	20,939	22,144	23,386	26,938
要介護 5	14,378	14,960	15,342	15,930	16,515	17,100	19,342
うち第 1 号被保険者	157,759	162,473	167,715	172,781	177,845	182,913	204,514
認定率	23.7%	24.0%	24.6%	25.1%	25.6%	26.2%	29.0%

平成 27・28 年度は 9 月末実績。平成 29 年度は見込数値



4 施設・居住系サービス利用者数の推計

特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）の入所については、平成 27（2015）年 4 月 1 日より機能の重点化が図られ、新たに入所する方について、原則要介護 3 以上に限定されました。ただし要介護 1 又は 2 の方であっても、やむを得ない事情により特養以外の生活が著しく困難であると認められる場合には、特養への入所が認められています。

これまでは利用ニーズを踏まえて、さまざまな施設・居住系サービスの充実を図り、総合的に高齢者ひとりひとりのニーズに合ったサービスが提供できるよう検討して、入所の必要性・緊急性が高い入所申込者が概ね 1 年以内に入所が可能となるよう特養の整備に取り組んできました。

第 7 期計画においても、引き続き入所の必要性・緊急性の高い入所申込者が概ね 1 年以内に入所出来る状態が維持できるよう、必要となる特養の整備を進めることとしています。

また、介護保険法の一部が改正され、「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナルケア」等の医療機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた新たな介護保険施設として、平成 30（2018）年 4 月に「介護医療院」が創設されるとともに、平成 29（2017）年度末をもって廃止することとされていた介護療養型医療施設について、経過措置期限が 6 年間延長されることとなりました。

これにより、介護療養型医療施設については、現在の利用者数及び事業者の介護保険施設等への転換意向等を勘案した上で、第 7 期計画期間中における利用者数を見込んでいます。

その他の施設・居住系サービスについては、施設利用者数や入所希望者数、高齢者実態調査における利用意向などを踏まえ、必要な利用者数を見込んでいます。

（単位：人）

	第 6 期計画期間			第 7 期計画期間		
	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)
4 施設	17,260	17,779	18,317	21,402	22,224	22,586
介護老人福祉施設 1	10,287	10,665	11,082	13,248	13,838	14,200
介護老人保健施設	6,346	6,564	6,716	7,696	8,050	8,050
介護医療院				0	57	57
介護療養型医療施設	627	550	519	458	279	279
介護度別	要介護 1	922	812	763	820	861
	要介護 2	2,135	1,973	1,929	2,091	2,183
	要介護 3	3,802	3,902	4,050	4,703	4,910
	要介護 4	5,702	6,232	6,574	7,858	8,147
	要介護 5	4,699	4,860	5,001	5,930	6,129
認知症対応型共同生活介護 2	3,086	3,336	3,547	3,976	4,211	4,447
特定施設入居者生活介護 1 2	5,045	5,468	5,791	6,666	6,880	7,102
施設・居住系サービス 計	25,391	26,583	27,655	32,044	33,315	34,135

平成 27・28 年度は実績。平成 29 年度は見込数値

1 地域密着型サービスを含む 2 介護予防サービスを含む。

5 標準的居宅（介護予防）サービス等の受給対象者数の推計

標準的居宅（介護予防）サービス等の受給対象者数は、要介護（要支援）認定者数から、要介護度ごとに施設・居住系サービス（介護保険3施設及び介護医療院）認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護の利用者数を減じ、各年度の受給対象者数を推計しました。

（単位：人）

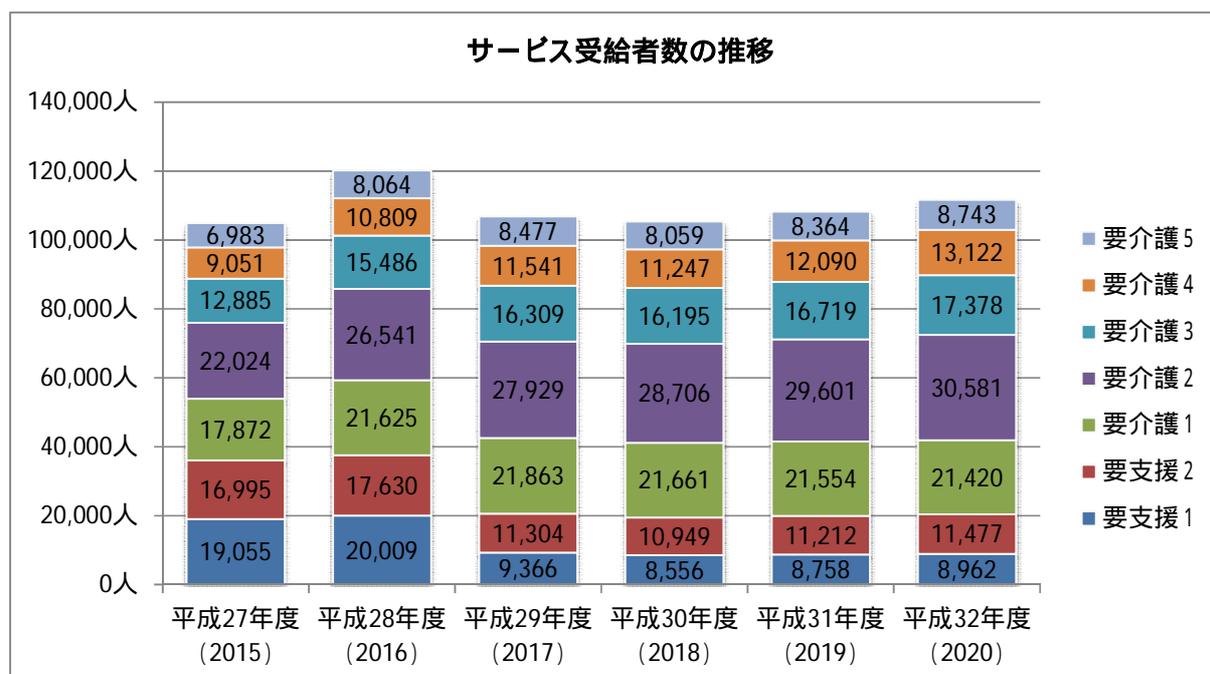
	第6期計画期間			第7期計画期間		
	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
認定者数 (A)	160,774	165,468	170,715	175,791	180,875	185,956
施設・居住系 サービス利用者数 (B)	25,391	26,583	27,655	32,044	33,315	34,135
標準的サービス 受給対象者数 (A - B)	135,383	138,885	143,060	143,747	147,560	151,821
要支援1	35,441	35,932	37,138	37,960	38,854	39,760
要支援2	23,638	24,287	25,080	25,666	26,283	26,903
要介護1	21,199	21,300	21,205	20,920	20,817	20,688
要介護2	23,278	23,946	25,016	25,569	26,366	27,239
要介護3	13,098	13,527	14,062	13,910	14,360	14,926
要介護4	10,186	10,972	11,456	11,113	11,945	12,965
要介護5	8,543	8,921	9,103	8,609	8,935	9,340

平成27・28年度の認定者数は9月末実績、サービス利用者数は年度平均値。平成29年度は見込数値

6 標準的居宅（介護予防）サービス等の受給者数の推計

標準的居宅（介護予防）サービス等の必要数を推計するため、前年度の平均実績の受給率を踏まえ、適切な標準的居宅（介護予防）サービス等の受給率を設定し、各年度の標準的居宅（介護予防）サービス等の受給者数を推計しました。

	第 6 期計画期間			第 7 期計画期間		
	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)
受給者数(人)	104,865	120,164	106,789	105,373	108,298	111,683
要支援 1	19,055	20,009	9,366	8,556	8,758	8,962
要支援 2	16,995	17,630	11,304	10,949	11,212	11,477
要介護 1	17,872	21,625	21,863	21,661	21,554	21,420
要介護 2	22,024	26,541	27,929	28,706	29,601	30,581
要介護 3	12,885	15,486	16,309	16,195	16,719	17,378
要介護 4	9,051	10,809	11,541	11,247	12,090	13,122
要介護 5	6,983	8,064	8,477	8,059	8,364	8,743



7 サービス給付見込みの推計

標準的居宅（介護予防）サービス及び地域密着型（介護予防）サービスの各サービスごとの給付見込みについては、前年度の平均実績に基づき各サービス別利用率及び1人あたり利用回数等を介護度別に算出し、各サービスの必要量を推計しました。施設・居住系サービス（「4 施設・居住系サービス利用者数の推計」参照）を含めて、各サービスごとの給付見込みは次のとおりです。

(1) 居宅サービスの給付見込み

	単位	第6期実績			第7期計画		
		平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
訪問介護	回/週	276,715	294,417	307,425	303,350	314,879	328,811
介護予防訪問介護	人/月	23,593	23,608	6,187	0	0	0
訪問入浴介護	回/週	1,801	1,834	1,873	1,809	1,892	1,991
介護予防訪問入浴介護	回/週	7	4	5	6	6	6
訪問看護	回/週	24,019	27,349	29,677	29,336	30,413	31,715
介護予防訪問看護	回/週	2,778	3,344	3,731	3,832	3,924	4,016
訪問リハビリテーション	回/週	6,151	6,420	7,951	7,860	8,160	8,527
介護予防訪問リハビリテーション	回/週	691	761	957	984	1,008	1,031
居宅療養管理指導	人/月	18,980	20,881	22,243	21,974	22,767	23,724
介護予防居宅療養管理指導	人/月	1,386	1,552	1,660	1,701	1,741	1,782
通所介護	回/週	61,817	44,498	44,602	44,515	45,728	47,168
介護予防通所介護	人/月	12,114	13,047	3,489	0	0	0
通所リハビリテーション	回/週	15,345	15,496	15,865	15,828	16,331	16,930
介護予防通所リハビリテーション	人/月	1,833	2,156	2,553	2,623	2,685	2,748
短期入所生活介護	日/月	40,845	43,251	44,162	43,510	45,313	47,538
介護予防短期入所生活介護	日/月	243	259	245	260	266	266
短期入所療養介護	日/月	6,413	6,827	7,067	6,976	7,257	7,620
介護予防短期入所療養介護	日/月	70	63	64	65	65	65
特定施設入居者生活介護	人/月	4,214	4,507	4,768	5,496	5,676	5,840
介護予防特定施設入居者生活介護	人/月	735	847	898	1,020	1,054	1,083

- 第 10 章 介護保険給付に係る費用の見込み等

	単位	第 6 期実績			第 7 期計画		
		平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)
福祉用具貸与	人 / 月	42,948	45,510	47,339	47,142	48,735	50,632
介護予防福祉用具貸与	人 / 月	12,220	13,768	14,834	15,221	15,584	15,950
福祉用具購入費の支給	人 / 年	8,751	8,531	8,564	8,520	8,808	9,120
介護予防福祉用具購入費の支給	人 / 年	4,265	3,997	3,781	3,852	3,948	4,044
住宅改修費の支給	人 / 年	6,252	6,113	6,141	6,132	6,312	6,516
介護予防住宅改修費の支給	人 / 年	5,006	4,910	5,065	5,208	5,328	5,448
居宅介護支援	人 / 月	62,383	64,831	66,807	66,629	68,534	70,792
介護予防支援	人 / 月	35,458	37,136	19,787	18,566	19,009	19,455

平成 27・28 年度は実績。平成 29 年度は見込数値

下線のサービスは居住系サービス

(2) 施設サービスの給付見込み

	単位	第 6 期実績			第 7 期計画		
		平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)
介護老人福祉施設 (地域密着型老人福祉施設含む)	人 / 月	10,287	10,665	11,082	13,248	13,838	14,200
介護老人保健施設	人 / 月	6,346	6,564	6,716	7,696	8,050	8,050
介護医療院	人 / 月	-	-	-	0	57	57
介護療養型医療施設	人 / 月	627	550	519	458	279	279

平成 27・28 年度は実績。平成 29 年度は見込数値

(3) 地域密着型サービスの給付見込み

	単位	第6期実績			第7期計画期間		
		平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人/月	371	431	445	435	454	473
夜間対応型訪問介護	人/月	161	148	145	143	150	157
地域密着型通所介護	回/週	0	23,005	23,956	23,911	24,565	25,333
認知症対応型通所介護	回/週	2,635	2,650	2,742	2,722	2,812	2,919
介護予防認知症対応型通所介護	回/週	16	16	13	13	13	13
小規模多機能型居宅介護	人/月	706	788	835	881	953	1,024
介護予防小規模多機能型居宅介護	人/月	97	102	105	111	120	129
認知症対応型共同生活介護	人/月	3,077	3,328	3,538	3,966	4,200	4,436
介護予防認知症対応型共同生活介護	人/月	9	8	9	10	11	11
地域密着型特定施設入居者生活介護	人/月	96	114	125	150	150	179
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人/月	120	146	165	318	396	483
看護小規模多機能型居宅介護 (複合型サービス)	人/月	82	133	147	227	247	267

平成27・28年度は実績。平成29年度は見込数値

下線のサービスは居住系サービス

8 介護保険給付及び地域支援事業に係る費用の見込み

(1) 介護保険給付及び地域支援事業に係る費用 (利用者負担分を除く) の見込み

第 7 期介護保険事業計画期間における各サービスの給付見込みの推計に基づいて、介護保険給付にかかる費用を算定し、その他費用として、高額介護 (介護予防) サービス費、審査支払費、特定入所者介護 (介護予防) サービス費等を算定しました。

なお、第 6 期介護保険事業計画では、地域支援事業にかかる費用については、各年度の介護保険給付にかかる費用 (審査支払費を除く) の 3 % が上限とされておりましたが、新しい総合事業の実施後の平成 29 (2017) 年度以降においては、総合事業と包括的支援事業・任意事業それぞれに上限額が設定されています。

第 7 期介護保険事業計画では、過去の実績や高齢者数の伸び等を考慮の上、各年度の地域支援事業にかかる費用を見込んでおります。

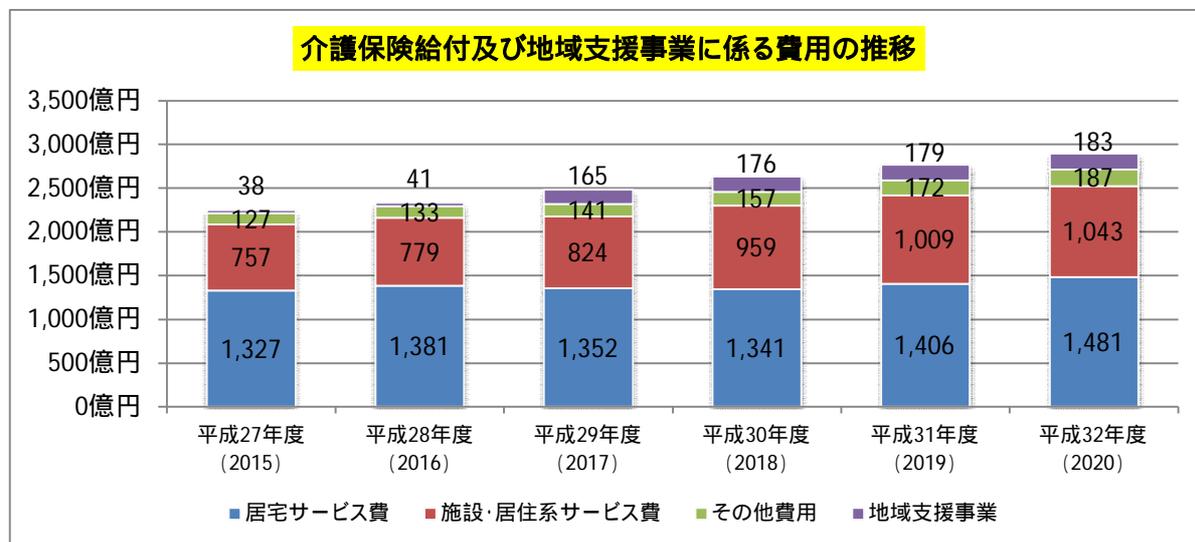
(単位：億円)

	第 6 期計画期間			第 7 期計画期間			第 7 期 合計
	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)	
介護保険給付 (計)	2,210	2,293	2,316	2,456	2,587	2,710	7,753
居宅サービス費	1,327	1,381	1,352	1,341	1,406	1,481	4,227
施設・居住系サービス費	757	779	824	959	1,009	1,043	3,011
その他費用	127	133	141	157	172	187	515
地域支援事業 (計)	38	41	165	176	179	183	537
総合事業 (注)			121	129	132	135	396
包括的支援事業・任意事業			44	47	47	47	141

平成 27・28 年度は実績数値、平成 29 年度は決算見込数値。

数値は 1 億円未満を四捨五入しているため、計に一致しない。

(注) 平成 28 年度までの介護予防事業及び要支援者の介護予防給付 (訪問介護・通所介護) については、平成 29 年度に新しい介護予防・日常生活支援総合事業として再構築されました。



(2) 保険料段階及び保険料率の設定

保険料段階については、現在、低所得者の負担に配慮し、被保険者の負担能力に応じたよりきめの細かい保険料段階とするため、11段階の保険料段階を設定していますが、第7期介護保険事業計画においても、引き続き、被保険者の負担能力に応じた保険料とするため、11段階の保険料段階とします。

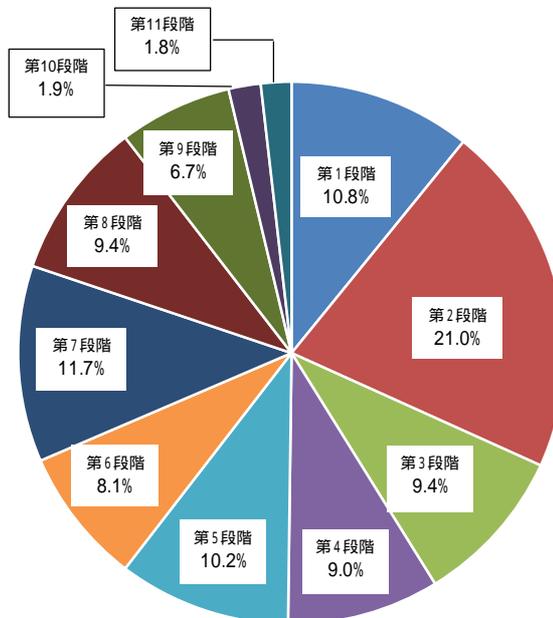
また、保険料率については、公費の投入による低所得者の保険料軽減が実施されており、第1段階、第2段階の保険料率をそれぞれ0.50に設定します。

なお、今後、消費税及び地方消費税の税率引上げが実施された場合、更なる保険料の軽減を実施することが国において検討されており、国の方針等の決定に伴い、大阪市においても保険料率を設定する予定です。

【 保険料段階及び保険料率 】

第7期介護保険事業運営期間			
段階	保険料率	基準所得額	
第1	0.50	生活保護の受給者等	
第2	0.50	本人が市町村民税非課税	
第3	0.65		世帯非課税 (基準所得() 120万円)
第4	0.75		世帯非課税 (第3段階以外)
第5	0.85		世帯課税 (基準所得() 80万円)
第6	1.00		世帯課税 (第5段階以外)
第7	1.10	本人が市町村民税課税	
第8	1.25		本人課税 (基準所得() 125万円を超え200万円未満)
第9	1.50		本人課税 (基準所得() 200万円以上400万円未満)
第10	1.75		本人課税 (基準所得() 400万円以上700万円未満)
第11	2.00		本人課税 (基準所得() 700万円以上)

市町村民税課税区分	基準所得() (保険料段階判定の基準となる所得)
本人が市町村民税非課税者	公的年金等の収入金額 + 【合計所得金額 - (長期譲渡所得・短期譲渡所得に係る特別控除額) - 公的年金等所得金額】
本人が市町村民税課税者	合計所得金額 - (長期譲渡所得・短期譲渡所得に係る特別控除額)



平成29年7月末現在

（ 3 ） 第 1 号被保険者（ 65 歳以上 ）の保険料（ 試算額 ）

「（ 1 ） 介護保険給付及び地域支援事業に係る費用（利用者負担分を除く）の見込み」で算出した平成 30（2018）年度から平成 32（2020）年度の費用額に基づき、第 1 号被保険者の介護保険料基準額（1.00）を第 6 期の保険料段階設定を用いて試算しますと、月額 7,845 円（現行月額 6,758 円）となります。

保険料基準額が上昇する要因として、後期高齢者数の増加に伴う要介護認定者数の増加、第 1 号被保険者の保険料負担割合の引き上げ（22% → 23%）などがあり、こうした影響により介護保険給付費の増加が見込まれます。

また、介護報酬の改定などについては、国から詳細が示されておりませんので、今回の保険料基準額の試算には反映していません。

平成 30（2018）年度からの保険料は、今後、これら国の動向を踏まえ、計画等で見込んだ介護保険給付及び地域支援事業に係る費用をもとに、大阪市会（議会）の審議を経て決定します。

なお、第 7 期介護保険事業計画は、いわゆる団塊の世代が後期高齢者となる平成 37（2025）年までを見据えた計画を策定することから、将来の給付費等にかかる費用額を現状の給付費等の伸び率による自然体で推計したところ、平成 37（2025）年度は約 3,230 億円となり、それぞれの費用額を基に保険料基準額を試算すると、平成 37（2025）年度は月額 10,100 円程度となります。

(4) 介護保険サービスの利用料

介護保険サービス（総合事業のサービスを含む。以下同じ。）の利用料については、これまで利用者の負担割合は1割または2割でしたが、今回の制度改正に伴い、2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合については、平成30（2018）年8月から3割に引き上げられます。

また、利用者負担額が一定の上限を超えた場合には、超えた金額が高額介護（介護予防）サービス費（相当事業）として申請により給付されます。さらに、国民健康保険や後期高齢者医療制度などの各医療保険における世帯内の、1年間の介護保険と医療保険とのサービス利用にかかった利用者負担の合計が一定の上限額を超えた場合には、高額医療合算介護（介護予防）サービス費（相当事業）として申請により給付されています。いずれも低所得者については、所得に応じた負担限度額が設定されています。

なお、高額介護（介護予防）サービス費（相当事業）については、一般世帯（市町村民税課税世帯）の方は、平成29（2017）年8月から上限額の見直しが実施されました。

このほか、介護保険施設に入所した場合の居住費や食費についても、低所得者については、所得に応じた負担限度額を定め、差額相当分について、特定入所者介護（介護予防）サービス費として給付されています。

さらには、社会福祉法人が提供する介護サービスについても、低所得者に対する軽減措置があり、今後も、事業者を対象とした集団指導の実施時等に社会福祉法人に対して利用者負担額軽減事業への協力を依頼し、制度の充実を図ります。

引き続きこれらの給付を行いますが、低所得者の負担軽減については、全国で統一した対応が必要であり、低所得者の利用者負担の減免については、高齢者の所得状況などの実態を踏まえ、介護サービスの利用が制限されることのないよう国において特段の措置を講じることが必要です。

施策の推進体制

第 11 章 施策の推進体制

1 市民等の意見反映のための体制

高齢者施策を総合的かつ効果的に推進するとともに、介護保険事業の円滑な実施を確保することなどを目的として、被保険者、保健関係者、医療関係者、福祉関係者、学識経験者等で構成する「大阪市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会」を開催しています。

この会議では、市民からの公募委員や女性委員の積極的な参画等を図り、「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づいた総合的な高齢者施策の推進において、市民や関係団体の意見反映に努めています。

2 施策推進のための体制

高齢者施策に主体的に取組み、その一層の推進を図るため、全庁的な組織として、福祉局長を委員長とする「大阪市高齢者施策連絡会議」を設置し、高齢者を支援する施策を総合的かつ円滑に推進するための体制整備を図るとともに、本計画で示した施策について、大阪府や関係機関・関係団体との連携を図りながら、その進捗管理を行っていきます。

本計画に基づき高齢者施策を進めるにあたっては、引き続き、課題解決に向けて必要な情報・資料の収集・分析、ニーズや実態の把握のための調査・分析等を行いながら取り組んでいきます。計画の進捗状況の点検及び評価については、「大阪市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会」へ報告し、委員の意見などを踏まえながら、より効果的・効率的な高齢者施策の推進に向けた取組みへつなげるとともに、地域の実情に応じた施策の推進のため、地域ケア会議から見えてきた地域課題について、その課題の解決とともに、政策形成等につなげる取組みを推進していきます。

また、地域密着型サービスについては、「大阪市地域密着型サービス運営委員会」を設置し、サービスの質並びに適正な運営の確保に努めています。

地域包括支援センターについては、センターの設置、運営・評価に関することなどを協議する「大阪市地域包括支援センター運営協議会」を設置し、センターの円滑かつ適正な運営、公平・中立性の確保を図ります。